













労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】フリーランスの労災保険

近年「ギグ・エコミー」に象徴されるフリーランスの就労が増えています。労働者性の判断も複雑になりつつありますが、個人事業主でも業務実態が労働者に近い場合、一定の職種では労災保険の加入が認められており、近年は対象職種が拡大しています。

そんな、フリーランスの労災保険制度である「特別加入制度」をご紹介します。

フリーランスの労災保険（特別加入制度）の対象者

対象職種	具体例	対象職種	具体例
 建設業の従事者	大工、左官、とび、配管工	 ITフリーランス	システムエンジニア、プログラマー
 旅客又は貨物の運送業の従事者	個人配送業、個人タクシー	 アニメーション制作の従事者	作画、キャラクターデザイン
 特定農作業の従事者	農業、畜産業、養蜂・養蚕業	 柔道整復師	柔道整復師
 介護作業従事者	介護ヘルパー	 自転車運送業の従事者	メッセンジャー
 芸能従事者	タレント、歌手、俳優、声優	 歯科技工士	令和4年7月1日から対象

Point ! 会社から雇用されず、従業員を雇用せず、フリーランスとして事業を行う人が対象です



ここがポイント

● 加入手続きは「労働保険事務組合」へ

特別加入を希望する場合には厚生労働省の認可を受けた「労働保険事務組合」に加入の手続きを行います。

労働保険事務組合によって、対象職種を限定しているところがありますので、事前に確認しておきましょう。

事業が拡大して、従業員を常時雇用するようになるとフリーランスの労災保険は脱退することになりますが、別に**中小事業主の特別加入制度**がありますので、引き続き加入を継続することも可能です。

労務Room Q & A

Q

フリーランスが労災保険に特別加入するとどういった補償が受けられますか？

A

特別加入は国が定める制度になりますので、通常の労働者が受ける業務上の傷病や通勤中の災害について原則同様の労災保険が受けられます。

治療費が無償になるほか、掛金（労災保険料）に応じて休業中の所得補償や死亡事故などの場合の遺族補償が受けられます。

【知るも知らぬも】 今月のトピックス

それは「労使紛争」ですか？

ウクライナへの侵攻から3ヶ月が過ぎても停戦の兆しが見えず、長期化・深刻化しています。モラルサポートしかできませんが、一日も早い和平交渉が進展することを願うばかりです。

生命の危機に及ばないレベルでも、私たちは日々「紛争」に直面しています。

会社であれば労使紛争があります。かつては会社と労働組合との集団的労使紛争が主流でしたが、昭和の後半以降、組合の組織率が低下するにつれて会社と個々の労働者間で争われる個別労使紛争が増えています。平成13年に「個別労働関係紛争解決促進法」ができたのは時代の必然でもありました。

この法律の第1条では「労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争」を取り扱うとしています。ところが実際にご相談を受けていると、これは「紛争」なのかと考えあぐねることがあります。

学術的に「紛争」とは「複数の当事者が相反する目的を追求する際に発生する状態」と定義されるそうです。（篠田英明「紛争解決ってなんだろう？」ちくまプリマー新書）

労働条件とは言えない内容で揉めていたり、求める利益が曖昧であるケースも少なくありません。よくよく話を聴いてみると、労使の目指す目的が相反していなかったりもします。

交渉の突破口を粘り強く探り、機を見るに敏な妥結を図る姿勢が紛争解決への道と感じます。



【魚くん探知記】 今月の一尾

鯔：あじ

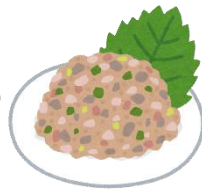
「参」という漢字が充てられているので春が旬かと思っていましたが夏の魚でした。

これからの季節にピッタリな、地元・千葉の郷土料理「なめろう」をご紹介します。

- ①アジをおろして細かくします。（苦手な方は魚屋さんに卸してもらいましょう）
- ②大葉、生姜、にんにくも細かく刻みます。
- ③①と②に味噌、酒、酢、葱を混ぜて、あとはひたすら、まな板の上でトントン……。
- ④全体が混ざれば完成です。

フライパンに油を引いて焼けば、これまた郷土料理「サンガ焼き」の出来上がり。

味変も楽しめるアジな奴です。



【一劇必撮】 今月の一枚



武相荘（旧白洲邸）

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-15

天翔代々木ビル2階

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-3370-3733

URL : <http://www.mikura-sr.com>

個人情報の保護に敏感です



SRP II
認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者

セキュリティ対策自己宣言